

ホームページ等運用保守業務委託仕様書

1 業務目的

ホームページ等運用保守し、弘前市民文化交流館等を広く市民に発信し利用促進に資することを目的とする。

2 業務内容

(1) ホームページ及びドメインの運用保守

- ①弘前市民文化交流館等の情報を効果的に発信するため、ホームページ内のテキスト、画像の更新及び削除を行なうものとする。
- ②ホームページ内の表示状況等に不具合が生じていないか確認し、不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行なうものとする。
- ③システムが正常に機能しているかを確認し、システムに不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行なうものとする（新たな機能の開発等が必要な場合を除く。）
- ④ホームページで情報発信するために必要なドメインの更新を行うものとする。

(2) デジタルサイネージ及び情報発信機器

- ①ヒロロ 3 階フロア内に設置してあるデジタルサイネージ機器を利用し、イベント情報等のコンテンツを定期的に配信するものとする。
- ②ヒロロ 3 階フロア内に設置してある情報発信機器（サーバ等）の保守を行なうものとする。

3 不具合の修正及び機器等の交換、修繕

ホームページ等の運営保守業務において、システムや機器等に不具合があり、部品交換修繕、システム改修の必要がある場合は、その対処方法等について弘前市と協議のうえ、決定するものとする。

4 その他

- ①サーバやデータベース、パッケージソフト等、本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、製品メーカー又は一般社団法人 J P C E R T / コーディネーションセンター等からの情報を広く調査・収集し、必要に応じて適用するものとする。なお、本システムの動作に影響を及ぼし、本システムのプログラム等の改修が必要と判断される場合には、弘前市に報告・協議のうえ、対応するものとする。
- ②各種ログについて不正なアクセス等の異常がないか定期的に確認し、異常があった場合は、すみやかに弘前市に報告するものとする。また、弘前市と協議のうえ、対応するものとする。
- ③本業務の実施にあたっては、関係法令や市が定める基準を順守するものとする。
- ④W e b サイトの著作権は市に帰属するものとする。
- ⑤ホームページ等運用保守に係る通信運搬費については、指定管理者が負担するものとする。

弘前市駅前こどもの広場遊び場・木育普及啓発業務仕様書

1 委託業務の目的

駅前こどもの広場の遊び場（以下「遊び場」という。）における木育の普及啓発業務（以下「遊び場業務」という。）は、国で定める森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月閣議決定）木育の推進に資するものとして、子ども達に木製玩具に触れる機会を提供し、子どもの頃から木を取り入れた生活の中で、木や森に親しみ、人と木や森とのかかわり、森林づくりの大切さを考えられる豊かな心を育むとともに、「木育」を通じて、感性豊かな子どもの育ちを支援することを目的とする。

遊び場を木育の拠点と位置付け、親子を対象として、木育関連のイベントを実施することで、木製おもちゃの正しい遊び方の指導を行うことにより子どものおもちゃを大切にする心を育む。

2 実施日時

遊び場業務は、1 回あたり 2 名程度の木育インストラクターを配置し、予算（各年度 400 千円（消費税等含む））の範囲内で年間 5 回程度のイベント形式により実施する。

ただし、感染症等の流行及び他事業との状況によっては、市と協議の上開催を縮小または中止するものとする。

3 委託業務の内容

- （1）利用する子どもや親に対し「人と木や森とのかかわり・森林づくりの大切さ」などについて啓発すること。
- （2）木育にふさわしい木製玩具・遊具を使用し、子ども達の想像力をかきたてるような木製玩具・遊具の遊び方を指導するとともに、遊びを通じて、おもちゃを大切にする心を育む取り組みを実施すること。
- （3）遊び場における駅前こどもの広場が主催する木育関連イベントや講座などについて、駅前こどもの広場と十分な連携を図りながら協力して実施すること。

弘前市民文化交流館舞台機器操作等業務仕様書

1 目 的

本仕様書は、弘前市民文化交流館(以下「文化交流館」という。)の舞台設備、照明設備、音響設備、映像投影設備等を安全かつ効率的に運用するため、熟練した技術者を配置し、文化交流館の機能を最大限に発揮することを目的とする。

2 業務の範囲

- (1) ホールの舞台、照明、音響及び映像投影設備の設営・操作及び撤去、ホールにおいて行われる外部舞台技術関係者並びに利用者への指導助言、監督業務。
- (2) ホール利用者との催事進行、舞台設営及び付帯設備利用等の打ち合わせに関する業務。
- (3) ホールの舞台、照明、音響、映像投影設備等の日常点検・整備並びに管理業務。
- (4) 多世代交流室、イベントスペースの音響、映像投影機材の設置並びに撤収作業等対応業務。
- (5) その他前各号の業務に付帯する業務。

3 業務内容

管理運営業務は、通常業務、準備打ち合わせ業務、利用時の業務、終了後の業務とし、舞台の管理・運用における技術向上、安全管理に関する技術基準の適合維持のため、関係法令の順守及び「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」(劇場等演出空間運用基準協議会策定)を基本とし業務にあたるものとする。

(1) 通常業務

- ①総合的安全管理。
- ②利用者との打ち合わせ。
- ③利用に伴う準備作業。
- ④設備機材・物品の適切な保守管理、報告。
- ⑤移動用電気配線機材の絶縁保持及び適正管理。
- ⑥下見等来館者への説明及び案内。
- ⑦勤務計画書及び業務報告書の作成及び提出。
- ⑧搬出入口の障害物除去等に関する適正な維持管理。
- ⑨ホール利用、運営に関して必要な事項の発注者への助言。

(2) 準備打ち合わせ業務

- ①イベント開催当日までの準備作業、当日の進行、役割分担、舞台操作関係等の技術的な打ち合わせの実施及び利用者への指導、助言。
- ②消防法等に基づく許認可事務に関する指導、助言。
- ③利用者及び出演者等の避難誘導並びに防災の指導、助言。
- ④機材、物品等の搬出入方法の指導。

(3) 利用時の業務

- ①演出に則した技術的操作。

- ②外部スタッフへのホール付帯設備の設営、操作に係る指導及び監督。
- ③機材・物品等の搬出入の指導及び立ち会い。
- ④持ち込み機材の安全確認及び指導、助言、監督。
- ⑤持ち込み電気機材の絶縁状態の確認及び接続方法の指導、設備容量の管理。
- ⑥特殊な設備の持ち込み、設置に係る安全確認及び、関係法令等の順守状況の確認及び指導、監督。
- ⑦観客の状況把握及び利用者への危険回避のための指導、注意。
- ⑧その他臨時に必要とされる業務。
- ⑨非常時における観客や出演者の避難誘導等の防災業務に対する補助及び協力。

(4) 終了後の業務

- ①利用後の整理復元作業と付帯設備の管理。
- ②設備・機材の撤去、復元作業またはその作業の指導、助言及び監督。
- ③設備・機材の損傷の有無、数量の点検報告。
- ④設備全体における総合的確認の実施。
- ⑤終了後は、在館者の有無、消灯、火気、扉及び窓の点検、出入口の施錠を行う。

弘前市民文化交流館ホール舞台音響設備保守点検業務仕様書

弘前市民文化交流館ホールの舞台音響設備保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

（業務の目的）

- 1 当該業務は、弘前市民文化交流館ホールに設置してある舞台音響設備の保守点検を実施し、その設備を良好な状態に整備することを目的とする。

（点検の範囲）

- 2 点検の範囲は、次のとおりとする。
 - （1）点検対象機器は、別紙一覧のとおりとする。
 - （2）機器等の動作確認・清掃・測定を主とする。

（点検の回数）

- 3 点検は、各年度 1 回とし、実施する日時については、発注者と受注者が協議して決定する。

（点検の報告）

- 4 受注者は、点検実施後、報告書を作成し提出する。

（部品の交換および修繕）

- 5 点検の結果、不良個所があり部品の交換及び修繕の必要がある場合は、発注者の指示を受けるものとする。

（その他）

- 6 受注者は、発注者が実施する環境配慮に取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前市民文化交流館ホール 音響設備点検機器一覧表

	名 称	メーカー	型番	数量	備 考
1	音響調整卓				
	主音響調整卓	TOA	PX-1208F	1 卓	
2	I/Oパッチ架				
	開演ブザー装置	TOA	ML-304	1 台	
	I/Oパッチ盤	TOA	特型	1 面	
	グラフィックイコライザー	YAMAHA	Q2301A	3 台	
	スピーカーコントローラ	TOA	AC-F1	2 台	
			AC-L1	2 台	
	デュアルレベラ/リミッタ	TOA	L-1102	1 台	
	パワーディストリビュータ	TOA	PD-1130	1 台	
	端子盤	TOA	特型	1 面	
3	電力増幅架				
	電力増幅器	TOA	P-1090D	4 台	
			P-1060D	2 台	
			P-60F	3 台	
	パワーディストリビューター	TOA	PD-1130	2 台	
	スピーカー出力スイッチ	TOA	特型	1 台	
	ジャンクションパネル	TOA	JP-1216	2 台	
4	周辺機器ワゴン				
	パワーディストリビュータ	TOA	PD-15	1 台	
	カセットデッキ	TASCAM	102MK II	1 台	
	デジタルレコーダー	TASCAM	MD-350	1 台	
	C Dプレーヤ	TASCAM	CD-RW901SL	1 台	
	デジタルレコーダ	TASCAM	SS-CDR200	1 台	
	コンプレッサ/リミッタ	dbx	dbx166	1 台	
	マルチエフェクトプロセッサ	YAMAHA	SPX-990	1 台	
5	スピーカー類				
	メインスピーカー	TOA	SR-F1	2 台	ケーブル含
			SR-L1	2 台	ケーブル含
	スタンドスピーカー	YAMAHA	CBR10	2 台	ケーブル含
	フロアモニタースピーカー	TOA	381-SDM	2 台	ケーブル含
	シーリングスピーカー	TOA	F-155G	8 台	
	ホワイエ系スピーカー	TOA	CM-2330	12 台	
	運営系スピーカー	TOA	CM-2330	7 台	
	モニタースピーカー	YAMAHA	HS-5	2 台	音響調整卓
6	ワイヤレスマイク装置				
	ワイヤレス受信機	TOA	WT-D1804	1 台	I/Oパッチ架内
			WT-D1802	1 台	I/Oパッチ架内
	アンテナ混合分配器	TOA	WD-1810	1 台	I/Oパッチ架内
	ワイヤレスアンテナ	TOA	YW560	2 台	ホール内
		TOA	YW550	2 台	ホール内
	ワイヤレスマイク	TOA	WM-D1200	6 本	
			WM-D1300	4 本	

	名称	メーカー	品番	数量	備考
7	マイクロホン				
	ダイナミック型	SHURE	SM57	2本	
			SM58	2本	
		AKG	D-3700	4本	
		SENNHEISER	MD-421U	2本	
			MD-441U	2本	
コンデンサー型	AKG	C391B	1本		
8	エアモニターマイク装置				
	コンデンサーマイク	beyerdynamic	MCE86N	2本	
9	マイクスタンド				
	床上型	TOA	ST-310F	2本	
		TAMA	MS155	2本	
			MS105ST	4本	
		SUGI PRODUCTS	PRO-411B	2本	
	卓上型	TOA	ST-64	2本	
		SUGI PRODUCTS	DS-30M	4本	
			DS-15M	1本	
10	コネクター盤類				
	下手コンセント盤	TOA	特型	1面	
	上手コンセント盤	TOA	特型	1面	
	ワゴン接続盤	TOA	特型	1面	
	トラススピーカーコンセント	TOA	特型	2個	
11	インカム装置				
	親機	CLEAR-COM	MS-222	1台	I/Oパッチ架内
	パネル型	CLEAR-COM	KB-111A	2面	調光卓、事務室
	ボックス型	CLEAR-COM	KB-111A	2台	
	子機一式	CLEAR-COM	502	3台	
12	ケーブル・ボックス類				
	マイクケーブル	ー	ー	一式	
	マルチケーブル	Canare	8C10-E3	1本	
	コネクタボックス	Canare	8J12N12	1個	
	カフボックス	東京光音電波	TBX260E	2台	
13	移動用機器				
	音響調整卓	YAMAHA	MG124cx	1台	移動用ワゴン内
	CDプレーヤ	TASCAM	CD-450	1台	移動用ワゴン内

弘前市民文化交流館ホール舞台照明設備保守点検業務仕様書

弘前市民文化交流館ホールの舞台照明設備保守点検業務は、この仕様書に定めるところによるものとする。

(業務の目的)

- 1 弘前市民文化交流館ホールに設置してある舞台照明設備の保守点検を実施し、その設備を良好な状態に整備するものとする。

(保守点検の範囲)

- 2 保守点検の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) S・R・C調光機、ユニット盤、回路選択盤、負荷モニター盤の動作試験及び清掃
 - (2) 配線及び各コンセントの清掃並びに導通試験及び絶縁試験
 - (3) クセノンピンスポットライトの清掃及び点検

(保守点検の回数)

- 3 保守点検は、各年度2回（原則として7月、1月）実施するものとする。ただし、不時の故障等の場合は、弘前市の指示を受けるものとする。

(部品の交換及び修繕)

- 4 点検の結果、不良個所があり部品の交換又は修繕の必要がある場合は、弘前市の指示を受けるものとする。

(設備の変更等)

- 5 弘前市が設備の変更、撤去又は改修等を行う場合、指定管理者及び再委託業者は協力するものとする。

弘前市民文化交流館ホール舞台吊物設備保守点検業務仕様書

弘前市民文化交流館ホールの舞台吊物設備保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

(業務の目的)

- 1 当該業務は、弘前市民文化交流館ホールに設置してある舞台吊物設備の保守点検を実施し、その設備を良好な状態に整備することを目的とする。

(点検の範囲)

- 2 保守点検の範囲は、次のとおりとする。

(1) 電動吊物の動作及び点検調整

・リングバトン	3 基
・美術バトン	4 本
・美術バトン (レール付)	1 本
・サスペンションライトバトン	2 本
・スクリーン	1 本
・アッパーホリゾントライトバトン	1 本

(2) 電動吊物機器の絶縁試験及び清掃

(3) 電動吊物動作試験及び点検調整

・展示パネル (レール含む)	2 4 枚
・水引幕	1 帳
・ホリゾン幕	1 張

(点検の回数)

- 3 点検は、各年度 4 回 (原則として 6 月、9 月、12 月、3 月) とし、実施する日時については、発注者と受注者が協議して決定する。

(点検の報告)

- 4 受注者は、点検実施後、報告書を作成し提出する。

(部品の交換及び修理)

- 5 点検の結果、不良個所があり、部品の交換及び修繕の必要がある場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(その他)

- 6 受注者は、発注者が実施する環境配慮に取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前市民文化交流館ホールピアノ保守点検業務仕様書

弘前市民文化交流館ホールのピアノ保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

(業務の目的)

- 1 当該業務は、弘前市民文化交流館ホールに設置してあるピアノの保守点検を実施し、良好な状態に整備することを目的とする。

(点検の範囲)

- 2 保守点検の範囲は、次のとおりとする。

(1) 点検対象

ヤマハピアノ 1 台 (CF 型フルコンサートグランドピアノ)

(2) 点検項目

点検項目	
1	鍵盤調整
2	鍵盤の高さ調整
3	鍵盤の深さの調整
4	弦合わせ
5	ウイペン合わせ
6	打弦距離調整
7	ジャック前後の調整
8	ジャック上下の調整
9	ハンマー接近量の調整
10	ハンマードロップ量の調整
11	バックチェックの調整
12	レペティションスプリングの調整
13	ダンパー調整
14	ペダルの調整
15	駒、響板部の点検
16	調律
17	整音

(3) 標準周波数

調律における基準ピッチは、442 Hz とする。

仕様書 7

(点検の回数)

- 3 点検は、各年度 2 回（原則として 9 月、3 月）とし、実施する日時については、発注者と受注者が協議して決定する。

(点検の報告)

- 4 受注者は、点検実施後、報告書を作成し提出する。

(部品の交換および修繕)

- 5 点検の結果、不良箇所があり部品の交換及び修繕の必要がある場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(その他)

- 6 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前市民文化交流館ホールエレベーター保守点検業務仕様書

1 業務目的

当該業務は、弘前市民文化交流館ホール専用の荷物用エレベーターを適正に保全し、その機能を維持し、良好な状態を保持するとともに耐久性の確保を図り、安全に運転できる環境を維持管理することを目的とする。

2 業務内容

保守点検業務は、以下により実施するものとし、対象機器は次のとおりとする。

○弘前市民文化交流館ホール専用荷物用エレベーター（荷物用 F1000-2S45-2 型） 1 基

（1）定期点検

定期的に技術員を派遣して昇降機装置全般を点検し、必要に応じて清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を維持するように適切な処理を行うこと。

（2）細密調査

定期的に監督技術員を派遣して機械装置の細部を調査し、予防保全措置をとること。

（3）定期点検、整備の対象事項

別添の作業仕様書のとおりとする。

（4）故障時の対応

不時の故障により連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。

（5）遠隔監視

①監視概要

エレベーターの運転状態を確認するために監視装置を制御盤に設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行うこと。但し、電話回線の使用における通信費は、受注者の負担とする。

②監視事項及び直接通話機能

ア 監視事項

- （ア）電源異常
- （イ）起動不能
- （ウ）閉じ込め故障
- （エ）運行異常

イ 直接通話機能

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内とサービスセンターとの間で直接通話できること。

（6）報告書の作成、提出

点検、整備毎に報告書を作成し提出すること。

3 業務体制

(1) 監視サービス体制

①監視センター

ア 監視センターは24時間体制とし、常時監視を行うこと。

イ エレベーター異常を受信した場合、技術員を派遣すること。

ウ 技術員は異常発生に備えて24時間待機すること。

②異常受信時の対応

エレベーターの運転状態の異常発報を受信した場合は技術員を速やかに派遣し、適切な処理を行い、出勤の都度報告書を提出すること。

③遠隔監視装置の点検

技術員を派遣し、監視装置の点検を行うこと。

4 業務実施時期

(1) 業務の実施は、毎日24時間のリモート監視を実施するものとする。

(2) 遠隔・リアルを問わず閉じ込め時の緊急救出対応体制をとるものとする。

(3) 建築基準法第12条に定める法定検査が実施される場合は、現場における立会いを行うものとする。

(4) 点検等の実施日時は発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(月1回程度)

5 留意事項

(1) 業務の実施に当っては業務主任者の選任報告並びに、あらかじめ必要な実務経歴に関する証明の写しを提出するものとする。

(2) 業務実施の結果、不良箇所があり、部品の交換及び修繕の必要がある場合は、その対処方法及び施工日程等について発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(3) 受注者は、発注者が実施する環境保全活動に関する取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力するものとする。

仕様書 8

弘前市民文化交流館ホールエレベーター保守点検作業仕様書

1 点検、整備の範囲は次のとおりとする。

分類	部位及び装置		点検内容	備考
運転状態	1	戸開閉状態	ドア開閉状態、戸閉め安全装置の動作状態	
	2	走行状態	かごの走行状態、かごの着床状態	
	3	オペレーション	呼び応答状態	
かご関係	1	かご室	かご室内意匠の状態 外部連絡装置の機能 停電灯の動作状態 かご室内操作盤、かご室照明の状態 かご室ファンの動作状態	
	2	かご戸	かご戸の状態 かご戸シルの状態 かご戸スイッチの動作状態 ドア開閉装置の動作状態 ドア制御装置の状態	
	3	かご機器	かご上の状態 ガイドシュー（ローラー）の動作状態 着床スイッチ、荷重検出装置の動作状態 かご非常止め装置の状態 各シーブの状態	
昇降路関係	1	昇降路用品	昇降路状態 リミットスイッチの動作状態 メインロープ、調速機ロープの状態 各シーブの状態 ガイドレール、テールコードの状態 コンペン装置（チェーン・ロープ）の状態	
	2	つり合いおもり	つり合いおもりの状態 つり合いおもりガイドシュー（ローラー）の状態	
	3	ピット	ピット、緩衝機、調速機テンショナーの状態	
	4	制御盤	制御盤状態 基盤・継電器などの状態	
	5	巻上機	巻上機の動作状態 各シーブの状態	
	6	ブレーキ	ブレーキの動作状態 ブレーキ手動開放装置の動作状態	
	7	調速機	調速機の動作状態	
	8	電動機	電動機の動作状態	
出入口関係	1	乗り場	乗り場操作盤動作状態	
	2	乗り場戸	乗り場戸の状態 乗り場戸シル、係合装置の状態 インターロック装置の状態 乗り場戸スイッチの動作状態	
付加装置等	1	地震時管制運転	地震感知器状態、管制運転状態確認	
	2	停電時自動着床装置	運転動作確認、バッテリー状態確認	
	3	トスコール	通話、発報状態確認	
	4	監視盤	表示状態確認、バッテリー状態確認	

2 点検、整備の範囲外のものは次のとおりとする。

(1)	昇降路周壁
(2)	下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替、清掃
	ア 昇降かご（ゴムタイル含む）
	イ 各階乗場戸
	ウ 三方枠
	エ 敷居
	オ 押釦フェースプレート
	カ インジケーターフェースプレート
	キ 操作盤フェースプレート